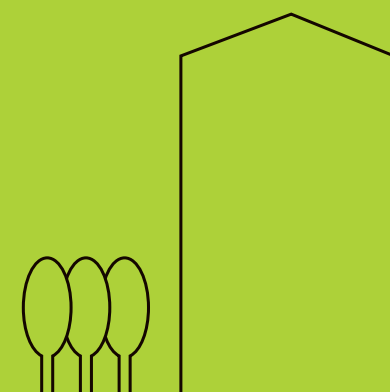


for Good Design City

TAJIMI

多治見らしい
風景づくり
のために・・・

●大規模な行為を行う前に読む本



まえがき

多治見市では、全ての市民が日々の営みの中で、風景を整え、守り育て、創り出すための作法を身につけ、美しいまち多治見をつくり、それを将来へと引き継いでいくために、「多治見市美しい風景づくり条例」を平成13年4月に施行しました。

この冊子は、風景に影響を与える「大規模な行為」や多治見の特徴的な風景である斜面地の緑を保全するために、標高120mを超える場所での行為などの「風景に特別大きな影響を及ぼすおそれのある行為」について、それぞれ色彩と緑化の基準を具体的に示したものです。

しかし、まちの風景はこういった大きな建物などだけで創られているのではなく、市民一人ひとりの暮らしている家などが風景の大部分を創りだしています。大きなものでないからといって周りとの調和など気にせず建ててしまうと、風景に違和感を与えることになります。

一人ひとりの周りへの配慮と「美しいまちに住みたい」という想いをカタチにするためのちょっとした工夫が、多治見を「美しい風景のまち」にしていくに違いありません。

このパンフレットをもとに、まちに合う色彩感覚や緑の重要性を再確認し、市民の皆さんとともに多治見の美しい風景づくりを進めていきたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

目次

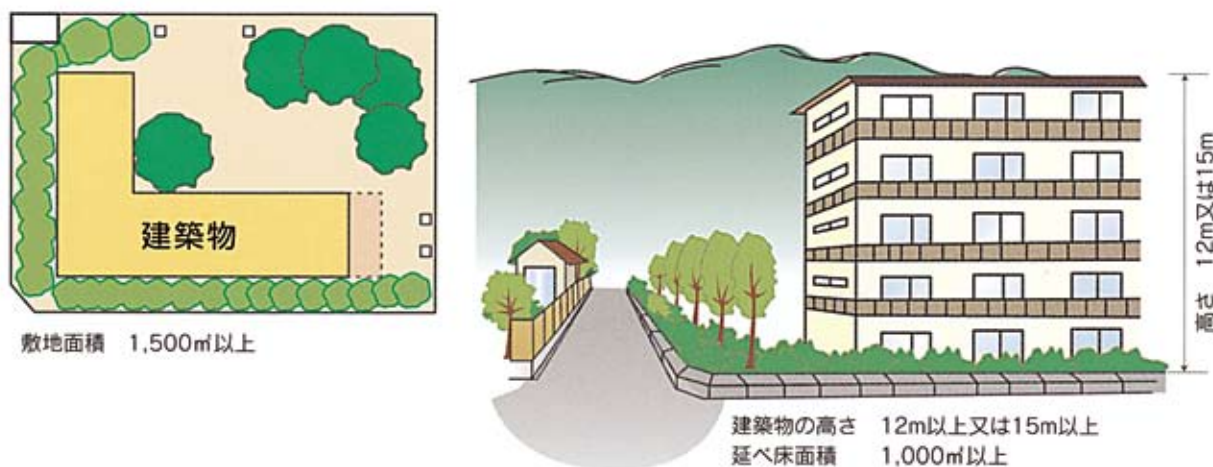
1. 「大規模な行為等」の概要	P.1
・「大規模な行為」とは	
・「風景に特別大きな影響を及ぼすおそれのある行為」とは	
2. 「大規模な行為」の届出	P.2
・届出が必要な行為と届出の時期、必要書類等	
・審査と結果の通知	
・大規模な行為の風景基準	
3. 色彩の基準	P.6
・基調色の範囲	
4. みどりの基準	P.9
・面積基準	
・「みどりの面積」の計算例	
5. 条例及び規則	P.11
・多治見市美しい風景づくり条例（抜粋）	
・多治見市美しい風景づくり条例施行規則（抜粋）	

「大規模な行為等」の概要

○「大規模な行為」とは

多治見市美しい風景づくり条例・施行規則で定める、一定規模以上の施設の新築などをいいます。まちの風景に大きな影響を与える行為のため、届出をする必要があります。

なお、まちの風景に大きな影響を与える施設としては、建築物、工作物だけでなく、道路、公園、路外駐車場、開発事業といったものも対象となります。

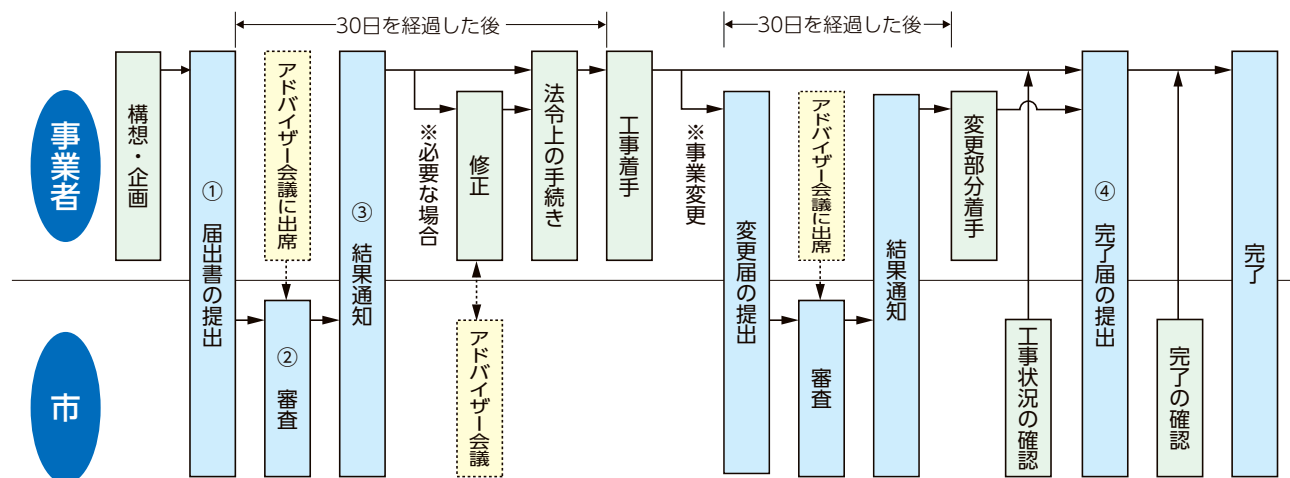


○「風景に特別大きな影響を及ぼすおそれのある行為」とは

大規模な行為のうち、平均地盤面の標高が120 m以上または、建物等の高さが地盤面から20 m以上の高い施設を建てる場合をいいます。斜面緑地の保全等のため、色彩やみどりの基準を厳しく設定しています。



「大規模な行為」の届出



大規模な行為の届出フロー図

○届出が必要な行為と届出の時期、必要書類等

- ・届出が必要な行為は下表に掲げる施設の新築・新設、増築・増設、改築・改造、大規模な修繕・模様替え、外観の一つの面の半分以上を越える色彩の変更（同色による塗替えを含む）および開発事業を行う場合です。
- ・多治見市美しい風景づくり条例第20条に基づく届出をした人は、法第18条の規定により、市長がその届出を受理した日から30日（特定届出対象行為について法第17条第4項の規定により同条第2項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間）を経過した後でなければ、その行為に着手してはなりません。
- ・当初の届出から事業内容を変更する場合、上記同様の着手制限があります。都市政策課へ事前にご相談ください。
- ・提出部数は正・副2部です。

●届出が必要な大規模な行為 多治見市美しい風景づくり条例施行規則 別表第2（第14条関係）

行 為			大 規 模 な 行 為 対 象 規 模	
施設の新築等（いずれかに該当するもの）	建 築 物		市街化調整区域 住居系用途地域	高さが 12 m 以上のもの 延べ床面積が 1,000 m ² 以上のもの 敷地面積が 1,500 m ² 以上のもの（市街化調整区域を除く）
			そ の 他 の 用 途 地 域	高さが 15 m 以上のもの 延べ床面積が 1,000 m ² 以上のもの 敷地面積が 1,500 m ² 以上のもの
	工 作 物	擁 壁 等		高さが 5 m 以上であり、かつその長さが 20 m 以上のもの
		高架道路、高速道路等		地上からの高さが 5 m 以上のもの
		橋りょう、歩道橋、こ線橋等		幅員が 4 m 以上のもの 延長が 10 m 以上のもの
		電 力 柱、電 信 柱 等		高さが 20 m 以上のもの
		太 陽 光 発 電 設 備		土地に自立して設置するものであり、かつ敷地面積が 1,000 m ² 以上のもの
		工その他 作物の	市街化調整区域 住居系用途地域	高さが 12 m 以上のもの
			その他の用途地域	高さが 15 m 以上のもの
	道		路	幅員 9 m 以上の道路の新設 修景を伴う道路の新設又は改良
	公		園	公園区域面積が 1,000 m ² 以上のもの
	路 外 駐 車 場			駐車場区域面積が 500 m ² 以上のもの（駐車場法第 12 条に規定する届出を要するものに限る）
開 発 事 業			開発区域面積が 1,000 m ² 以上のもの ただし、造成後、林地、農地及び採草放牧地の用に供する目的で行われる 開発事業にあつては、開発区域面積が 3,000 m ² 以上のもの	

備考1 「開発事業」とは、土地の利用目的、利用形態、物理的形状、過去の所有形態などからみて、一体と認められる土地について行う区画形質の変更をいう。

備考2 「開発区域」とは、開発事業が行われる土地の区域をいう。

●大規模な行為の届出書添付書類 多治見市美しい風景づくり条例施行規則 別表第1（第13条関係）

	種 類	縮 尺	明 示 す べ き 事 項 等
施 設 の 新 築 等	位 置 図	1 / 2,500 程度	方位及び行為地（行為地を朱書き）
	配 置 図	1 / 100 程度	敷地の境界線及び建築物、工作物の位置
	外構平面図	1 / 100 程度	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
	各階平面図 （建築物） （外観の色彩の変更を除く。）	1 / 100 程度	部屋の用途
	各立面図 （建築物）	1 / 100 程度	周辺の状況 仕上方法及び色彩（色見本、マンセル表示） 図面に着色
	構 造 図 （工作物） （外観の色彩の変更を除く。）	1 / 50 程度	主要部の材料種別及び寸法 周辺の状況 仕上方法及び色彩（色見本、マンセル表示） 図面に着色
	現況写真	—	行為地周辺を含み、4方向以上から撮影 （パノラマかつカラー写真）
開 発 事 業	位 置 図	1 / 2,500 程度	方位及び行為地（行為地を朱書き）
	平 面 図	1 / 200 程度	行為地の境界線、断面の位置及び切土・盛土その他の表示
	断 面 図	1 / 200 程度	行為前後の土地の状況を対比できる縦断面及び横断面
	現 況 写 真	—	行為地周辺を含み、4方向以上から撮影 （パノラマかつカラー写真）

備考1 事業者が届出手続を委任する場合は、委任状を提出してください。

備考2 みどりの基準（P.9）に従って、図面にみどりの計算式、樹種、配置を記載してください。

備考3 必要に応じて、パース図、素材のサンプル等を提出してください。

※次の場合は、届け出なくても結構です。

- (1) 左表の建築物の増築で、床面積の合計が直近の届出面積の 1/10 以下かつ 300 m²以下のもの
- (2) 仮設の建築物又は工作物
- (3) 地下に設ける建築物又は工作物
- (4) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (5) 開発事業（土砂等の採掘を含む）において、森林法の林地開発許可が必要な行為（10,000 m²以上）で施設の新築等を行わない行為

○審査と結果の通知

「風景づくりアドバイザー会議」で審査を行います。アドバイザー会議では、大規模な行為等の実施にあたっての風景への配慮についてお尋ねしますので、事業者（設計者）の出席をお願いします。アドバイザー会議での結果に基づき、審査結果を文書で通知します。審査の結果、修正が必要と判断された場合、必要に応じて修正の届出をしていただきます。（審査結果通知書に記述された指示に従ってください。）

○大規模な行為の風景基準

- ・多治見市美しい風景づくり条例第 19 条の定めによる風景基準は次のとおりです。
(景観法第 8 条第 2 項第 3 号)

●大規模な行為の風景基準

項 目		基 準
基 本 的 事 項		・大規模な建築物等は、周囲の自然や建築物等と調和し、美しい風景づくりに寄与するとともに、多治見の文化と伝統に配慮したものでなければならない。 ・大規模な建築物等は、周囲で行われる施設の新築等に対して、先導的な役割を果たさなければならない。
建 築 物	意 匠	・周囲の風景との調和に配慮し、全体的に違和感のないものとする。 ・自然や歴史的な施設等美しい風景に近接する場合は、その風景の保全に配慮する。 ・建築物全体を統一感のあるものとする。 ・道路に面する部分だけでなく、側面や背面にも配慮する。 ・街角等に建つ場合には、その意匠に特に配慮する。 ・建物に華美な装飾を施さない。
	配 置	・自然や歴史的な施設等美しい風景に近接する場合は、その風景の保全に配慮する。 ・敷地境界線（特に道路境界線）に面する部分には可能な限りオープンスペースを設ける。
	高 さ	・周囲の風景との調和に配慮し、圧迫感を与えないものとする。 ・統一感あるまちなみの形成に配慮する。
	色 彩	・基調となる色は彩度の低いものとし、明清色及び暗清色の使用は避け、周囲の風景との調和に配慮する。 ・特に日の当たる面（東面・南面・西面）については高明度の色の使用を避け、周辺への反射光の影響に配慮する。
	材 料	・周囲の風景に調和した素材及び材料を使用する。 ・時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得るものを使用する。
	み ど り	・既存のみどりの保全やみどりの機能の活用など、その場にふさわしい緑化を行う。 ・大規模な行為により設置したみどりを適切に維持管理する。 ・道路等の公共用地に面する部分及び建築物の前面等の敷地内は可能な限り緑化を行う。 ・生け垣や壁面緑化、屋上緑化、シンボルツリーの植栽等によりできる限りまちなみの潤いを高める。
そ の 他		・主体建築物と調和させ一体感のあるものとする。 ・屋上施設は、周囲の壁面の立ち上げやルーバーで覆う等可能な限り通行人の目に触れない形態とする。 ・空調設備等は、可能な限り通行人の目に触れない形態とする。 ・建築物の外構は、周囲の風景との調和に配慮する。

項 目		基 準
建築物	そ の 他	・機械式自動車車庫は、可能な限り通行人の目に触れないようにする。 ・立体駐車場は、ヘッドライトが隣接地に届かない形態とする。 ・ライトアップする場合には、周囲の風景との調和及び周囲の環境に配慮する。
工 作 物	意 匠	・周囲の風景との調和に配慮し、全体的に違和感のないものとする。 ・自然や歴史的な施設等美しい風景に近接する場合は、その風景の保全に配慮する。 ・工作物全体として統一感のあるものとする。 ・建築物と一体となっている場合には、主体建築物との調和に配慮する。
	配 置	・自然や歴史的な施設等美しい風景に近接する場合は、その風景の保全に配慮する。 ・太陽光発電設備については、道路側等の人の目に触れる機会が多い場所からの風景を阻害しないよう、道路境界からできるだけ後退する。
	高 さ	・周囲の風景との調和に配慮し、圧迫感を与えないものとする。 ・統一感あるまちなみの形成に配慮する。 ・太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の風景から突出しないようにする。
	色 彩	・基調となる色は彩度の低いものとし、明清色及び暗清色の使用は避け、周囲の風景との調和に配慮する。
	材 料	・周囲の風景に調和した素材及び材料を使用する。 ・時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得るものを使用する。
	み ど り	・既存のみどりの保全やみどりの機能を活用するなど、その場にふさわしい緑化を行う。 ・大規模な行為により設置したみどりを適切に維持管理する。 ・道路境界部分は可能な限り緑化を行う。 ・太陽光発電設備については、道路側等の人の目に触れる機会が多い場所からの風景を阻害しないよう、必要に応じて植栽等により修景を施す。
	そ の 他	・ライトアップする場合には、周囲の風景との調和及び周囲の環境に配慮する。
開 発 事 業	土石類の採取	・周辺から目立たぬよう採取位置及び方法を工夫し、敷地周辺の緑化を行う。 ・採取後は自然植生と調和した緑化を行い、可能な限り自然環境を復元する。
	土地の開墾及び 土地の形質の変更	・大規模な法面、擁壁は可能な限り避け、やむを得ない場合は、穏やかなこう配とし緑化を行う。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の風景との調和を図る。 ・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は可能な限り保全し、活用する。
	屋外における 物品の集積又は貯蔵	・物品を積み上げる場合には、可能な限り低くするとともに、整然と、かつ、威圧感のないように積み上げる。 ・道路等から見えぬよう、植栽の実施、木塀の設置等周辺の風景との調和に配慮して遮へいする。

○基調色の範囲

多治見市の地形的特性や現在の色彩景観、市民の好む色あいから定められた大規模建築物等の基調となる色（ベースカラー）として望ましい色彩の範囲は次のとおりです。

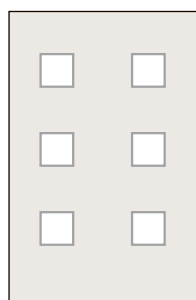
●基調となる色（ベースカラー）として望ましい色彩の範囲

項目	大規模な行為	風景に特別大きな影響を及ぼすおそれのある行為 ^(※1) または背景が緑地となる場合
建築物・工作物	① 2.5YR～5Yの色相で彩度は4以下とし、 彩度1未満ならば明度7.8以下 彩度1から2ならば明度3以上7以下 彩度3ならば明度3以上6以下 彩度4ならば明度3以上5以下とする ② その他の色相では彩度は1以下とし、 彩度1未満ならば明度7.8以下 彩度1ならば明度3以上6以下とする	① 5YR～10YRの色相では、 彩度は2以上3以下とし、 明度5以上6以下 ② 2.5Y～10GYの色相では、 彩度2以上3以下とし、 明度5以上7以下 ③ その他の色相では、 彩度1以下、明度6以下

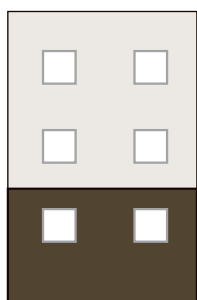
※ 風景に特別大きな影響を及ぼすおそれのある行為とは

- ・平均地盤面の標高が120 m以上の場所で行われる大規模な行為
- ・大規模な行為に該当する高さが20 m以上の建築物の新築等

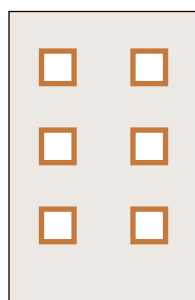
外観に複数の色を使用する場合、ベースカラー、サブカラー、アクセントカラーにより色彩を構成します。建物全体の60～70%を占めるベースカラーは隣接する建築物や自然景観など周辺との繋がりに配慮します。サブカラーはベースカラーの補完、アクセントカラーは5%程度の小面積で使用し、建物に個性を与えます。サブカラーやアクセントカラーを使う場合も、自然界の色彩に習い色を選ぶことが重要です。



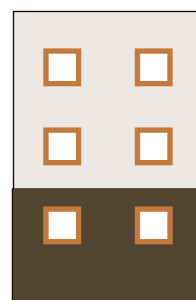
ベースカラー



ベースカラー+サブカラー



ベースカラー+
アクセントカラー



ベースカラー+サブカラー
+アクセントカラー

※ ベースカラーの基準は塗装色における遠景での基準である。素材や施工方法により表面反射率が下がれば、この限りではない。

大規模な行為

		彩 度											
		1未満	1未満	1	1	1	2	2	2	3	3	4	4
明 度	7												
	6												
	5												
	4												
	3												
	2												
	1												

橙・黄 / YR・Y

		彩 度															
		1未満	1	1未満	1	1未満	1	1未満	1	1未満	1	1未満	1	1未満	1	1未満	1
明 度	7																
	6																
	5																
	4																
	3																
	2																
	1																
		赤 / R	橙・黄 / YR・Y	黄緑 / GY	緑 / G	青緑 / BG	青 / B	青紫 / PB	紫 / P	赤紫 / RP							

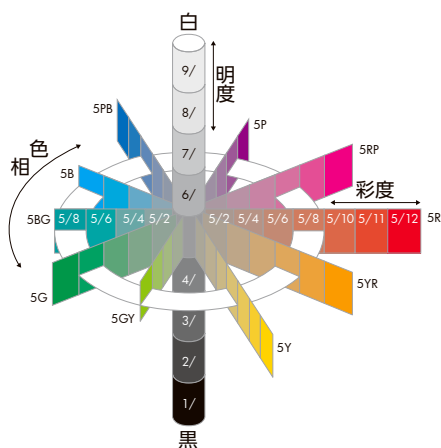
※仕上げによってはこの限りではありません。詳しくはアドバイザー会議でご相談ください。

※印刷インキの特性により実際の色と異なる場合があります。

風景に特別大きな影響を及ぼすおそれのある行為、または背景が緑地となる場合

		彩 度															
		1以下	2	2	2	3	3	2	2	2	3	3	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下
明 度	7																
	6																
	5																
	4																
	3																
	2																
	1																
		赤/R	橙 / 5YR~10YR					黄・黄緑 / 2.5Y~10GY					緑/G	青緑/BG	青/B	青紫/PB	紫/P
																	赤紫/RP

多治見市では、色彩を正確に表すための「ものさし」として、JIS（日本工業規格）にも規定され、国際的に広く普及しているマンセル表色系を用いています。マンセル表色系とは、色相（色味）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）の3つの属性を用いてひとつの色彩を記号と数値で表すものです。



マンセル記号の読み方

	10YR	7	/	2
	色相	明度		彩度
	「10ワイアール 7の2」と読みます。			
	N	7		
	無彩色	明度		
	「エヌの7」と読みます。			

色 相	10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0～10までの数字を組み合わせで表現します。
明 度	明るさの度合いを0～10までの数値で表します。数値が小さいほど暗く、10に近くなるほど明るい色になります。
彩 度	鮮やかさの度合いを0～16程度の数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色は彩度が0になります。

○面積基準

暮らしに豊かさや潤いをもたらすみどりの風景を創り出すため、また、多治見に特徴的な市街地を取り囲む斜面地のみどりを守り育てるため、定められた大規模な行為を行う際の、「みどりの面積基準」は次のとおりです。

●みどりの面積基準

項 目	大 規 模 な 行 為	風景に特別大きな影響を及ぼすおそれのある行為 ^(※1)
建 築 物 (新築) ^(※2)	敷地面積の 10% 以上	(1) みどりの重点的な配置 ・丘陵地においては、市街地から眺望した時に前面となる部分又は道路に面する部分について重点的に植栽を行う。 ・市街地においては、道路に面する部分について重点的に植栽を行う。 (2) みどりの面積の上乗せ ・(1)に加え、高さが 20 m 以上の建築物の新築等を行う場合には左列に 10% 上乗せする。 風景づくり重点区域での高木植栽や既存の高木を残すなど、より緑化に努める。
開 発 事 業	開発区域面積の 10% 以上 (宅地分譲が目的の開発事業は、各宅地に対して 10% 以上を目標とする ^(※3))	
公 共 施 設 (新築) ^(※2)	敷地面積の 30% 以上(市長が特に認める場合を除く。)	
道 路	街路樹の植栽や植栽帯の設置等、緑化に努める。 歩行者や車の通行の妨げにならないように配慮する。	
公 園	敷地面積の 30% 以上	
路外駐車場	敷地面積の 10% 以上 出入口付近の安全性について配慮する。	

なお、本届出に記入するみどりの面積は、次の算出方法を用いてください。

●みどりの面積の算出方法

種 類	計 算 方 法
中 高 木	$(高さ \times 1 / 2)^2 \times 3.14$ (成長時の高さ)
低 木 及 び 芝 生	幅×延長
生垣及びフェンス緑化	延長×高さ
壁 面 緑 化	緑化想定面積 (施工方法による)
屋 上 緑 化	幅×延長
コンテナ等の植栽	縦×横
加 算 等	・道路境界より民有地側 5 m 以内に植栽する場合＝2 倍 ・道路境界より民有地側に幅 1 m 以上の空地を確保して、空地境より民有地側 5 m 以内に植栽する場合＝3 倍 ・道路境界より民有地側にオープンスペース ^(※4) を設けて、その中に植栽をする場合 (一体利用されるオープンスペース内の植栽)＝3 倍 ・低木及び芝生等とあわせて同一の植栽ます等に高木を植栽する場合＝高木の面積を植栽ますのみどりの面積に加算 ・池等と一体化した植栽については、池の面積 (実面積) も緑の面積に加算。 ※ 内庭は除く。 ・前面道路 (街路樹等) 及び周辺地域に配慮した植栽については、その都度緩和規程を置く。 (植栽の樹種を統一する、在来種を植栽するなど) ・平均地盤面の標高が 120 m を超える敷地の場合で、風景づくり重点区域側への高木植栽及び既存の高木を残す場合＝2 倍

※1 風景に特別大きな影響を及ぼすおそれのある行為とは

- ・平均地盤面の標高が 120 m 以上の場所で行なわれる大規模な行為
- ・大規模な行為に該当する高さが 20 m 以上の建築物の新築等

※2 新築とは、建築物がなかった土地での建築又は既存建物の全部を除却した土地での建築物の建築のことをいいます。

※3 (1) 大規模な行為に該当する建築物の新築を除きます。

(2) 届出者はその土地を販売する際の重要事項説明書にみどりの目標値について明記する等、みどりを確保するよう促してください。また、風景基準のとおり工事着手してください。

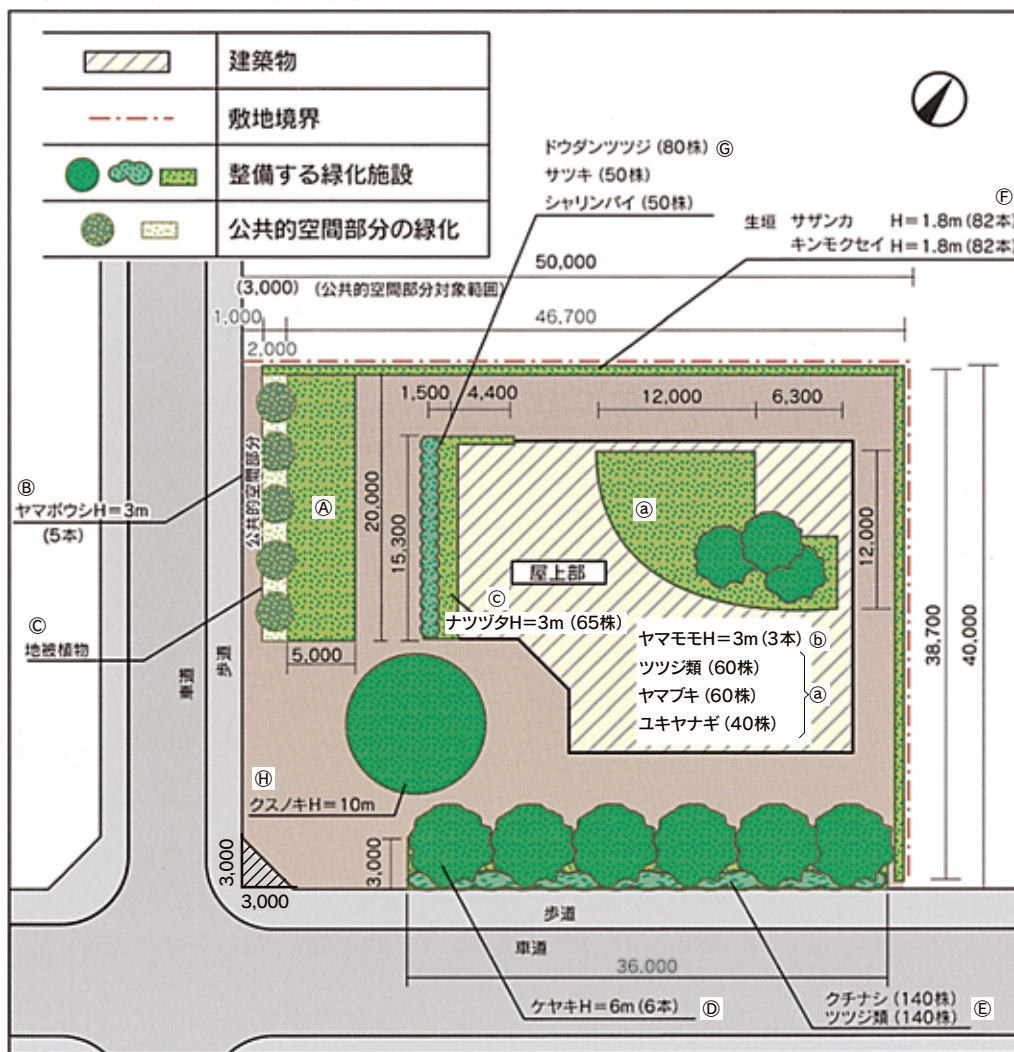
※4 オープンスペースとは、一般に開放され、歩行者が自由に通行したり利用したりできるようにし、道路側との遮断を行わずに周辺環境の向上に努めることを目的としたスペースのことをいいます。

※樹種については、近隣植生に配慮し可能な限り在来種による緑化をお願いします。

※景観演出、植栽環境によってはこの限りではありません。詳しくはアドバイザー会議でご相談ください。

○「みどりの面積」の計算例

緑化施設計画平面図（例）



種 別	計 算 式	面 積	備 考	種 別	計 算 式	面 積	備 考
地 上 部				小 計		1,139.87	
① 駐車帯 (張芝)	5.0×20.0	100.00					
② 植栽帯 (ヤマボウシ)	$(3.0 \times 1/2) \times 3.14 \times 5 \times 3$ 倍	105.98	加算3倍	屋 上 部			
③ 〃 (地被植物)	$2.0 \times 20.0 \times 3$ 倍	120.00	〃	① 張芝 (低木含む)	$12 \times 3.14 \div 4 + 5.7 \times 6.3$	148.95	
④ 植栽帯 (ケヤキ)	$(6.0 \times 1/2) \times 3.14 \times 6 \times 2$ 倍	339.12	加算2倍	② 高木 (ヤマモモ)	$(3.0 \times 1/2) \times 3.14 \times 3$	21.20	
⑤ 〃 (低 木)	$3.0 \times 36.0 \times 2$ 倍	216.00	〃	③ 壁面 (ナツツタ)	$(15.3 + 4.4) \times 3$	59.10	
⑥ 生 垣	$(48.7 + 38.7) \times 1.8$	157.32		小 計		229.25	
⑦ 建物植栽帯 (低木)	1.5×15.3	22.95					
⑧ 高 木 (クスノキ)	$(10.0 \times 1/2) \times 3.14 \times 1$	78.50		合 計		1,369.12	

※敷地面積 = $50.0 \times 40.0 - 3.0 \times 3.0 \times 1/2 = 1,995.5 \text{ m}^2$ 「みどりの面積」比率 $1,369.12 \text{ m}^2 \div 1,995.5 \text{ m}^2 (\times 100) \div 68.6\%$

○多治見市美しい風景づくり条例（抜粋）（平成 13 年 4 月 1 日施行）

わたしたちのまち多治見は、市の中央を流れる土岐川と緑豊かな丘陵地が街なみと調和した、美しい風景をかたちづくっています。しかし、過去には、焼き物の産地として粘土の採掘や樹木の伐採が進み、周囲の丘陵地がはげ山と化してしまった時期もありました。現在ある緑は、荒涼とした山を市民の力で植林して復元されたものです。

こうした先人達の努力によってかたちづかれてきた多治見の風景は、わたしたちにゆとりと潤いをもたらす大切な財産となっています。しかし、大切な財産も、何もしなければ、街なみにそぐわない建物が建ったり、緑が減少したりして、失われてしまいます。

美しい風景を後世に引き継いでいくためには、わたしたちが、日々の営みの中で、風景を整え、美しい風景を守り育て、創り出すための作法を身につけ、実践しなければなりません。

ここに、全ての市民の参加と協働により、美しいまち多治見をつくり、将来へと引き継いでいくため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、風景づくりに関して必要な事項を定め、風景づくりを総合的に、しかも計画的に進めることによって、誇りと愛着のもてる魅力あるまちをつくることを目的とします。

（景観法の適用）

第 1 条の 2 前条に掲げる目的を達成するための本市における景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」といいます。）の適用については、この条例に定めるところによります。

（基本的な考え方）

第 2 条 市と市民は、美しいまちに住むために、風景づくり作法を明らかにし、これを守るよう努めていきます。

2 市と市民は、施設の新築などや開発事業などを行うときは、周りの風景に配慮していきます。

3 市と市民は、水循環、生態系などの自然環境に配慮するとともに、これらを後世に引き継ぐよう努めていきます。

4 市と市民は、緑の風景づくりを推進するため、周囲の豊かな緑や身近な緑を守り、育て、創り出すよう努めていきます。

5 市は、潤いのある水辺の風景づくりを推進するため、河川、池沼などの貴重な自然環境を守り、水に親しめる場所を創り出していきます。

（定義）

第 3 条 この条例において「風景づくり」とは、自然環境、歴史や文化を大切にしながら、建築物、街なみなどの景観を誘導することによって、地域に根ざした美しい風景を守り育て、整え、創り出すことをいいます。

2 この条例において「施設」とは、建築物、工作物、広告物、道路、公園、駐車場などをいいます。

3 この条例において「建築物」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に定める建築物をいいます。

4 この条例において「工作物」とは、土地や建築物に定着したり、継続して設置される物のうち、建築物、広告物以外のもので規則で定めるものをいいます。

5 この条例において「広告物など」とは、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に定める屋外広告物や、これに付属する設備、建築物の屋内に掲げ屋外に向けて表示する広告物をいいます。

6 この条例において「新築など」とは、新築・新設、増築・増設、改築・改造、大規模な修繕・模様替え、外観の一つの面の半分以上を越える色彩の変更（同色による塗り替えを含みます。）をいいます。

7 この条例において「開発事業」とは、土地の利用目的、利用形態、物理的形状、過去の所有形態などから見て一体と認められる土地について行う区画形質の変更をいいます。

8 この条例において「公共施設」とは、法第 7 条第 4 項に定める公共施設をいいます。

（市民の責任と義務）

第 4 条 市民は、自らが風景づくりの主人公であることを理解し、風景づくり作法に配慮して、積極的に風景づくりを行うよう努めなければなりません。

（市の責任と義務）

第 5 条 市は、風景づくりの総合的な施策を実施します。

2 市は、公共施設を整備改善するときは、風景づくりに関し先導的な役割を果たさなければなりません。

3 市は、風景づくりに関する市民の意識を高め、知識の普及を図るために必要な措置をとるとともに、市民の活動を支援します。

4 市は、風景づくりのため、国や地方公共団体などに、協力を要請します。

（市民の権利と公の利益との調整）

第 6 条 風景づくりにあたっては、市民の権利を尊重しつつ、公の利益との調整に注意しなければなりません。

第 2 章 風景づくり計画

（風景づくり計画）

第 7 条 市長は、この条例の目的を達成するために、市民の意見を反映させた多治見市風景づくり計画（以下「風景づくり計画」といいます。）を定めます。

2 法第 8 条第 1 項の規程による景観計画は、前項に規定する風景づくり計画として定めます。

3 市長は、風景づくり計画を定めるときは、第 33 条に規定する多治見市風景審議会の意見を聴くほか、法第 9 条に規定する手続によらなければなりません。

4 市長は、風景づくり計画を定めたときは、その内容を公表します。

5 風景づくり計画を変更するときにも、前 2 項に定められた手続によります。

第 3 章 市民の風景づくり

第 1 節 風景づくり団体

（風景づくり団体の認定等）

第 8 条 市長は、風景づくりを推進することを目的として組織された団体で、次のいずれにも該当するものを風景づくり団体として認定することができます。

- (1) 団体の活動が地域における風景づくりに有効であるもの
- (2) 団体の活動が地域の多数の住民に支持されているもの
- (3) 団体の活動が関係者の所有権などの財産権を不当に制限しないもの
- (4) 規則で定める要件を満たす団体規約が定められているもの

2 前項の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところより、市長に申請しなければなりません。

3 市長は、第 1 項により認定した風景づくり団体が、同項の条件のいずれかに該当しなくなったときは、認定を取り消します。

(風景づくりに関する提案)

第9条 風景づくり団体は、その地域の風景づくりに関する意見を市長に提案することができます。

2 市長は、風景づくりに関する施策を策定したり、実施したりするときは、前項の提案に配慮するよう努めます。

第2節 風景づくり協定

(風景づくりに関する協定の締結)

第10条 一定の地域の土地や施設の所有者（法に基づく権利を使って施設を占有したり管理したりしている人を含みます。以下「所有者など」といいます。）は、その地域における施設の規模・位置・色彩・形態の基準、緑化の基準など、風景づくりを推進するため必要な事項について互いに協定を結ぶことができます。

(風景づくり協定の認定等)

第11条 市長は、前条の規定により結ばれた協定が風景づくりに貢献するものであり、規則で定める要件を満たしていると判断するときは、多治見市風景審議会の意見を聴いて、これを風景づくり協定として認定することができます。

2 風景づくり協定の認定を受けようとする人は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければなりません。

3 市長は、第1項の認定をしたときは、それを公表します。

4 風景づくり協定の認定を受けた人は、風景づくり協定を変更したり、廃止したりしたときは、市長に届け出なければなりません。

5 市長は、前項の廃止の届出を受け取ったり、風景づくり協定の内容かその運用が風景づくりに貢献するものでなく、規則で定める要件を満たしていないと判断したときは、第1項の認定を取り消します。

(風景づくり協定の運用)

第12条 風景づくり協定を結んだ人は、その内容を守り、活用するよう努めなければなりません。

2 市長は、風景づくり協定の運用について必要な情報を提供したり、技術的な支援を行ったりして、その協定が定める活動の方針の実現のために協力します。

第4章 創り出す風景

第1節 大規模な行為

(大規模な行為)

第18条の4 この条例において「大規模な行為」とは、次に掲げる行為とします。

(1) 建築物の建築など（法第16条第1項第1号に定める建築等をいいます。以下同じです。）

(2) 工作物の建設など（法第16条第1項第2号に定める建設等をいいます。以下同じです。）

(3) 開発行為（法第16条第1項第3号に定める行為をいいます。）

(4) 風景づくりに影響を及ぼすおそれのある次に掲げる行為（法第16条第1項第4号の条例で定める行為をいいます。）

ア 土地の開墾

イ 土石の採取

ウ 鉱物の掘採を除くその他の土地の形質の変更

(5) 公園、路外駐車場の新設など

(大規模な行為の風景基準)

第19条 市長は、風景づくり計画において、大規模な行為の風景基準（法第8条第4項第2号に定める規制や措置の基準をいいます。）を定めます。

2 大規模な行為をしようとする人は、大規模な行為の風景基準を守らなければなりません。

(大規模な行為の届出)

第20条 第18条の4第1号から第4号までに定める行為をしようとする人は、あらかじめ、法第16条第1項の規定に基づき、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければなりません。

2 前項の届出のうち規則で定める事項を変更しようとする人は、あらかじめ、法第16条第2項の規定に基づき、規則で定めるところにより、市長に届け出なければなりません。

3 第1項の規定は、次に掲げる行為には適用しません。ただし、第3号か第4号の行為をしようとする人は、第1項の手続にならって、その内容を市長に通知しなければなりません。

(1) 法第16条第7項各号に掲げる行為

(2) 一定規模以下の行為などで規則で定めるもの

(3) 国、地方公共団体が行う行為

(4) 都市計画事業の施行として行う行為やこれに準ずる行為で規則で定めるもの

4 第18条の4第5号に定める行為をしようとする人は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければなりません。

5 前項の届出のうち規則で定める事項を変更しようとする人は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければなりません。

6 第4項の規定は、次に掲げる行為には適用しません。ただし、第3号か第4号の行為をしようとする人は、第4項の手続にならって、その内容を市長に通知しなければなりません。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為やその他の行為で規則で定めるもの

(2) 一定規模以下の行為などで規則で定めるもの

(3) 国、地方公共団体が行う行為

(4) 都市計画事業の施行として行う行為やこれに準ずる行為で規則で定めるもの

7 市長は、第1項、第4項の届出や第3項、前項の通知があった場合において、必要があると判断するときは、その届出や通知した人に対し、風景影響評価や地域住民への説明会などの措置をとるよう求めます。

(勧告と協議)

第21条 市長は、前条第1項や第4項の届出があった場合において、届け出られた行為が大規模な行為の風景基準が適合しないと判断するときは、その届出をした人に対し、必要な措置をとるよう勧告することができます。

2 市長は、前条第3項や第6項の通知があった場合において、大規模な行為の風景基準に適合しないと判断するときは、その通知をした人に対し、必要な措置をとるよう協議を求めることができます。

(特定届出対象行為)

第21条の2 この条例において特定届出対象行為（法第17条第1項の条例で定める行為をいいます。）とは、風景づくり重点区域（標高120メートル以下の地区とその周辺の地区のうち、風景づくり計画で定める区域をいいます。）内で行われる行為のうち、次に掲げる行為とします。ただし、第20条第3項各号に掲げる行為を除きます。

- (1) 建築物の建築など
 - (2) 工作物の建設など
- (命令)

第21条の3 市長は、特定届出対象行為が大規模な行為の風景基準に定められた建築物や工作物の形態や色彩その他の意匠に関する基準に適合しないか、そのおそれがあると判断するときは、法第17条第1項の規定により、その届出をした人に対し、その基準に適合させるため必要な限度において、その行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとるよう命ずることができます。

2 前項に規定する命令については、法第17条第2項から第4項までの規定を適用します。

3 市長は、第1項の命令に違反した人あるいはその人からその建築物や工作物についての権利を承継した人に対し、法第17条第5項の規定により、相当の期限を定めて、大規模な行為の風景基準に適合させるため必要な限度において、その原状回復など必要な措置をとるよう命ずることができます。

4 市長は、前項の命令をしようとする場合に、その命ずべき人を確知することができないときは、法第17条第6項の規定により、その命ずべき人の負担において、自ら原状回復などを行ったり、その命じた人あるいは委任した人にこれを行わせることができます。この場合においては、相当の期限を定めて、原状回復などを行うべきこととその期限までに原状回復などを行わないときは、市長や、その命じた人が原状回復などを行うことをあらかじめ公告しなければなりません。

5 市長は、第1項の命令をした人に対し、法第17条第7項の規定により、その措置の実施状況などについて報告を求めたり、職員にその敷地に立ち入らせ、実施状況の検査やその行為が風景に与える影響を調査させることができます。

(行為の着手の制限)

第21条の4 第20条第1項や第2項の届出をした人は、法第18条の規定により、市長がその届出を受理した日から30日(特定届出対象行為について法第17条第4項の規定により同条第2項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間)を経過した後でなければ、その行為に着手してはなりません。

(完了の届出)

第22条 第20条第1項や第4項の届出をした人は、その行為を完了したときは、市長に届け出なければなりません。

第2節 公共的な施設の風景づくり等

(公共的な施設の風景づくり)

第23条 不特定多数の人々が利用する公共的な施設の所有者などは、施設の意匠や敷地内の緑化など、周囲の風景に配慮し、積極的に風景づくりを推進しなければなりません。

(重要な場所の風景づくり)

第24条 街角や駅前など、風景に大きな影響を与える重要な場所の施設の所有者などは、施設の意匠や敷地内の緑化など、周囲の風景に配慮し、積極的に風景づくりを推進しなければなりません。

(モニュメント、オブジェの設置の協議)

第25条 公共施設においてモニュメント、オブジェを設置したり、撤去したりしようとする人は、その内容について市長と協議しなければなりません。

第3節 風景資源

(風景資源の活用)

第26条 市と市民は、斜面緑地、蔵、煙突など、多治見の美しい風景をかたちづくる要素を風景資源として活用し、風景づくりを進めます。

第5章 守っていく風景

第1節 風景市民遺産

(風景市民遺産の指定)

第27条 市長は、多治見の自然環境、歴史、文化などを象徴する重要な風景を構成するものを、風景市民遺産として指定することができます。

2 市長は、前項の指定をするときは、多治見市風景審議会の意見を聴くとともに、その所有者などの同意を得なければなりません。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、それを公表します。

4 市長は、風景市民遺産が次のいずれかに該当するときは、第1項の指定を解除します。

(1) 滅失、枯死などにより風景上の価値を失ったとき。

(2) 公益上の理由その他特別の理由があるとき。

5 風景市民遺産の指定を変更したり、解除したりするときにも、第2項と第3項に定められた手続によります。

(風景市民遺産の管理等)

第28条 前条第1項の指定を受けた風景市民遺産の所有者などは、その風景市民遺産を適正に管理しなければなりません。また、風景市民遺産の周辺の土地や施設の所有者などは、風景市民遺産の価値を損なわないよう配慮しなければなりません。

2 風景市民遺産の所有者などは、その風景市民遺産の現状を変更したり、所有権などの権利を移転しようとするときは、市長に届け出なければなりません。ただし非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、届出はいりません。

3 市長は、風景市民遺産の管理などについて助言したり、指導したりすることができます。

第2節 景観重要建造物と景観重要樹木

(景観重要建造物や景観重要樹木の指定)

第28条の2 市長は、景観重要建造物など(法第19条第1項に規定する景観重要建造物と法第28条第1項に規定する景観重要樹木をいいます。以下同じです。)の指定をするときは、多治見市風景審議会の意見を聴かなければなりません。

2 市長は、景観重要建造物などを指定したときは、そのことを告示するとともに、その景観重要建造物などに表示するものとします。

3 景観重要建造物などの指定を変更したり解除したりするときにも、前2項に定められた手続(解除については表示を除きます。)によります。

(現状変更の規制)

第28条の3 景観重要建造物などの現状を変更しようとする人は、法第22条第1項や法第31条第1項の規定により、市長の許可を得なければなりません。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合に、景観重要建造物などの良好な風景の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、国、地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しません。この場合においては、その国、地方公共団体は、あらかじめ、市長に協議しなければなりません。

(原状回復命令等)

第28条の4 市長は、前条第1項に違反した人などに対し、法第23条第1項や法第32条第1項の規定により、相当の期限を定めて、その景観重要建造物などの良好な風景の保全に必要な限度において、その原状回復など必要な措置をとるよう命ずることができます。

- 2 市長は、前項の命令をしようとする場合に、その命ずべき人を確知することができないときは、法第 23 条第 2 項や法第 32 条第 1 項の規定により、その命ずべき人の負担において、自ら原状回復などを行うことができます。

(管理に関する命令や勧告)

第 28 条の 5 市長は、景観重要建造物などの管理が適当でないためその景観重要建造物などが滅失するなどのおそれがあると認められるときは、その景観重要建造物などの所有者などに対し、法第 26 条や法第 34 条の規定により、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、勧告することができます。

(所有者の変更の届出)

第 28 条の 6 景観重要建造物などの所有者が変更したときは、新たに所有者となった人は、遅滞なく、市長に届け出なければなりません。

(報告の徴収)

第 28 条の 7 市長は、必要があると認めるときは、景観重要建造物などの所有者に対し、景観重要建造物などの現状について報告を求めることができます。

第 6 章 整える風景

(施設の所有者等に対する協力要請)

第 29 条 市長は、風景づくり推進地区内において、適切な管理がなされず、風景を損なう施設や未利用地があるときは、所有者などに対し、風景に配慮した利用や管理をするよう協力を要請することができます。

- 2 市長は、前項の協力を要請する場合において必要があると判断するときは、多治見市風景審議会の意見を聴きます。

(広告物などの風景への配慮)

第 30 条 広告物などにより広告宣伝行為を行う人は、屋外広告物法、岐阜県屋外広告物条例(昭和 39 年岐阜県条例第 47 号)を守り、周囲の風景が損なわれないよう適正に設置したり、管理したりしなければなりません。

第 7 章 表彰と助成

(表彰)

第 31 条 市長は、風景づくりに貢献している人や団体、施設について、表彰することができます。

(助成等)

第 32 条 市長は、風景づくり団体に対し、その活動のために、技術的な援助をしたり、費用の一部を助成することができます。

- 2 市長は、第 15 条第 1 項の届出をした人が優れた風景づくりに著しく貢献すると判断するときは、費用の一部を助成することができます。

- 3 市長は、風景市民遺産の所有者などに対し、その保存のために、技術的な援助をしたり、費用の一部を助成することができます。

- 4 市長は、前 3 項に定めるもののほか、優れた風景づくりの推進に貢献すると判断する行為に対し、技術的な援助をしたり、費用の一部を助成することができます。

第 8 章 風景審議会

(設置)

第 33 条 風景づくりに関し必要な事項を調査審議するため、多治見市風景審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

- 2 審議会は、風景づくりに関する事項について、市長の相談に応じて調査審議したり、市長に意見を述べるすることができます。

(組織)

第 34 条 審議会は、次の人の中から、市長が選任する委員によって組織します。

- (1) 風景づくりについて知識や経験を持っている人 4 人以内

- (2) 市民 3 人以内

- 2 委員の任期は 2 年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

- 3 審議会に、会長と副会長を 1 人ずつ置き、委員の互選で決めます。

- 4 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に病気などの支障があるときや会長が欠けたときは、その職務を代理します。

第 9 章 雑則

(立入調査)

第 35 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、風景に悪い影響を及ぼしたり、及ぼすおそれのある土地や施設に立ち入らせ、調査させたり、関係者に質問させることができます。

- 2 前項の立入調査や質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

- 3 関係者は、第 1 項の立入調査や質問に協力しなければなりません。

- 4 第 1 項の立入調査や質問の権限は、犯罪捜査のためのものと理解してはなりません。

(公表)

第 36 条 市長は、第 18 条の 2 の勧告に従わなかった場合は、その人の氏名と住所(法人の場合は名称と所在地)、その従わなかった内容を公表することができます。

(委任)

第 37 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

第 10 章 罰則

第 38 条 第 21 条の 3 第 3 項の規定による命令に違反した人は、法第 100 条の規定により、1 年以下の懲役あるいは 50 万円以下の罰金に処されます。

第 39 条 第 21 条の 3 第 1 項の規定による命令に違反した人は、法第 101 条の規定により、50 万円以下の罰金に処されます。

第 40 条 次の各号のいずれかに該当する人は、法第 102 条の規定により、30 万円以下の罰金に処されます。

- (1) 第 20 条第 1 項あるいは第 2 項の規定に違反して、届出をせず、あるいは虚偽の届出をした人

- (2) 第 21 条の 3 第 5 項の規定による報告をせず、あるいは虚偽の報告をした人

- (3) 第 21 条の 3 第 5 項の規定による立入検査あるいは立入調査を拒み、妨げ、あるいは忌避した人

- (4) 第 21 条の 4 の規定に違反して、届出に係る行為に着手した人

- (5) 第 28 条の 3 第 1 項の規定に違反して、行為をした人

- (6) 第 28 条の 3 第 2 項の規定による許可に付された条件に違反した人

- (7) 第 28 条の 4 第 1 項の規定による命令に違反した人

第 41 条 法人の代表者、法人の代理人、人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人あるいは人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、法第 103 条の規定により、行為者が罰せられるほか、その法人あるいは人に対して前 2 条の罰金刑が科せられます。

第 42 条 第 28 条の 5 の規定による命令に違反した人は、法第 104 条の規定により、30 万円以下の過料に処されます。

第 43 条 第 28 条の 7 の規定による報告をせず、あるいは虚偽の報告をした人は、法第 105 条の規定により、20 万円以下の過料に処されます。

第 44 条 第 28 条の 6 の規定に違反して、届出をせず、あるいは虚偽の届出をした人は、法第 106 条の規定により、5 万円以下の過料に処されます。

○多治見市美しい風景づくり条例施行規則(抜粋)(平成 13 年 4 月 1 日施行)

(大規模な行為の新築等の届出)

第 13 条 条例第 20 条第 1 項及び第 4 項の規定による届出をしようとする者は、大規模な行為の届出書(別記様式第 10 号)及び次項に定める図書それぞれ 2 通を市長に提出しなければならない。

2 前項の図書の種類及びその図書に明示すべき事項は、別表第 1 に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

3 前 2 項の規定は、届け出た内容を変更しようとする場合についても同様とする。

(届出を要しない大規模な行為)

第 14 条 条例第 20 条第 3 項第 2 号、同条第 6 項第 1 号及び第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

(1) 別表第 2 に該当しない行為

(2) 別表第 2 の建築物の増築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が、直近の届出面積の 10 分の 1 以下かつ 300 平方メートル以下のもの

(3) 仮設の建築物

(4) 鉱業法(昭和 25 年法第 289 号)に規定する鉱業に係る開発事業

(都市計画事業に準ずる行為)

第 15 条 条例第 20 条第 3 項第 4 号及び同条第 6 項第 4 号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として規則で定めるものは、都市計画施設を管理することとなる者が当該施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

(風景影響評価)

第 17 条 条例第 20 条第 7 項に規定する風景影響評価は、大規模な行為が風景へ及ぼす影響を的確に把握するため、周囲を含めた完成予想図等市長が指示した事項により行うものとする。

(審査と審査結果の通知)

第 18 条 市長は、条例第 20 条第 1 項及び第 4 項に規定する届出があったときは、その届出の内容が大規模な行為の風景基準と適合しているか否かの審査を行い、その結果をその届出をした者に対し、大規模な行為の審査結果通知書(別記様式第 11 号)により通知するものとする。

(完了の届出)

第 19 条 条例第 22 条に規定する行為の完了の届出は、大規模な行為の完了届出書(別記様式第 12 号)により行うものとする。

2 市長は、条例第 22 条に規定する届出があったときは、速やかに当該届出の内容が条例第 20 条第 1 項又は第 4 項の規定により届け出た内容と一致しているか否かを確認するものとする。

(身分証明書の様式)

第 25 条 条例第 35 条第 2 項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第 21 号とする。

(雑則)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

大規模な行為の届出書

年 月 日

多治見市長 様

届出者 住所
氏名
電話（ ） —

多治見市美しい風景づくり条例第 20 条の規定により、次のとおり届け出ます。
また、同条例第 35 条に基づく職員による立入調査が行われることに同意します。

行為地の所在・地番		多治見市				
設計者の住所・氏名		TEL				
施工者の住所・氏名		TEL				
都市計画の地域地区		用途地域		市街化区域・市街化調整区域		
行為の種類	建築物		新築・増築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替・外観の色彩の変更			
	工作物		新設・増設・改造・大規模な修繕・大規模な模様替・外観の色彩の変更			
	道路		新設・増設・改造・大規模な修繕			
	公園		新設・増設・改造・大規模な修繕			
	路外駐車場		新設・増設・改造・大規模な修繕			
	開発事業		新規・変更			
建築物概要			届出部分	既設部分	合計	敷地面積との比
	敷地面積		・ m ²	・ m ²	・ m ²	——
	建築面積		・ m ²	・ m ²	・ m ²	
	延べ床面積		・ m ²	・ m ²	・ m ²	
	みどりの面積		・ m ²	・ m ²	・ m ²	
	仕上材	屋根			用途	
		外壁			構造	
		窓枠			階数	地上階 地下階
	色彩 (マンセル表示)	屋根	()		最高の高さ	・ m
		外壁	()		最高軒の高さ	・ m
		窓枠	()		境界部の処理	
	屋上に設置する建築設備の種類・高さ		・ m		平均地盤面の標高	m

工 作 物 の 概 要	種 類			構 造	
	高 さ (地 上 高)	・ m (・ m)		仕 上 材	
	敷 地 面 積	・ m ²		色 彩 (マンセル表示)	()
	み ど り の 面 積	・ m ² (%)			
	橋 り ょ う 等 の 規 模	延長	・ m	幅員	・ m
	平 均 地 盤 面 の 標 高	m			
道 路 の 概 要	種 別				
	幅 員	・ m	文 字 色 彩		
公 園 の 概 要	種 別				
	面 積	・ m ²	みどりの面積		
路外駐 車 場の 概 要	高 さ	・ m			
	面 積	・ m ²	みどりの面積		
開 発 事 業 の 概 要	開 発 の 目 的				
	平 均 地 盤 面 の 標 高	・ m			
	開 発 区 域 面 積	・ m ²	みどりの面積		

着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
---------------	-----------------	---------------	-----------------

※様式は多治見市ホームページ (<https://www.city.tajimi.lg.jp>) から
ダウンロードできますのでご活用ください。



●大規模な行為を行う前に読む本

発行 平成 28 年 4 月

増刷 令和 5 年 3 月

編集 多治見市役所 都市計画部都市政策課

表紙デザイン 忠地 理恵

〒 507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町 2-15

TEL (0572) 22-1111

E-mail tosisei@city.tajimi.lg.jp

URL <https://www.city.tajimi.lg.jp>

- ・この冊子は一部あたり 247.5 円で 800 部、総額 198,000 円で作成しました。
- ・この冊子はグリーン購入法に基づく基本方針の基準「印刷」に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料(A ランク)のみを用いて作成しています。
- リサイクル適性：紙へのリサイクル可



環境にやさしい植物油インキと
再生紙を使用しています